

「税に関する作文」

高橋満知子さん(中3)が最優秀賞

東金税務署管内の納税貯蓄組合連合会が募集した「中学生の税に関する作文」で、横芝中学校三年生の高橋満知子さんの作品が最優秀賞に選ばれました。

応募総数は、管内十一中学校から二〇一八一点。今回、その入賞作文を紹介します。



納税の義務について

横芝中3年

高橋満知子

ろうか。

「納税」それは税金を納めること。「義務」それは法律上または道徳上当然しなければならぬこと。納税の義務とはこんな意味が含まれているのだ。

納税の義務は日本国憲法に記されている義務の一つだ。憲法で決められている「納税の義務」とはどういうものか

次に、税はどのようなこと

に使われているのかということとを調べてみた。調べてみると教育、福祉の充実のためなどに使われていることがわかった。そして、この教育、福祉の充実などは、私達の生活ととても深いかわりがあることがわかる。学校で教科書をもらせることも、お年寄りが年金をもらえることなども、みんな税金のおかげだとおもう。そして、まだ中学生の私は納税者に感謝し、公共物を大事に使わなくてはいけないと思った。

今話題になっている税につ

いて、私はこう思う。世論を賑わす「税」とは、私達の生活に欠くことのできないものだ。その税に関心をもち、自分の意見を持つているということは、平和で幸福な社会をつくりあげることに、素晴らしい貢献をしていることなのだ。つまり、納税とは、すべ

ての国民が健康で文化的な生活を送るための第一歩であり、納税という形で、人と人のかかわり合いをもつことができるということが、税の「重い、苦しい」というイメージの奥にかくされている本当の姿であるのではないかと。健康な人は働いて税を納めることができる。しかし、病気で働けない人は税を納めることができない。でも、納税者の納めた税で、社会復帰に向けて訓練をしたりすることができ。そのような人と人とのつながりを大事にするためには、脱税などは絶対に許せないことだ。脱税をしている人は、税の有り難みのわからない人だと思ふ。そして、きちんと納税している人の税金は、

なんらかの形で使っているから、自分の税金は公共の福祉のために使うのはいいやという自分勝手な考えを許せない。国民の生活を豊かにしていく税金は、金額の違いはあってもきちんと納めなくては行かない。少しでも平等に生きるためにも納税しなくては行かない。そして、納税の義務を「重い、苦しい」ものと考えず、喜びとして感じることができれば、平和で幸福な社会をつくりあげること、大いに貢献していると言いつけるだろう。

納税の義務を納税の喜びに変えることを納税者ができたならば、とても素晴らしい社会ができるのではないかと私は思う。

税金のゆくえ

年収400万円のサラリーマンの場合

本人 妻 子供2人
昭和63年分の所得税 8万8,500円

- ・国債の償還や利子支払いのために……約18,000円
- ・地方財政のために……約17,000円
- ・わたしたちの健康や生活を守るために……約16,200円
- ・住宅や道路の整備のために……約11,300円
- ・教育や科学技術の振興のために……約7,600円
- ・国の防衛のために……約5,800円
- ・その他のいろいろな施策のために……約12,600円